平成２２年（フ）第６７３号
埼玉県所沢市喜多町４番６号　株式会社安理技研３Ｆ
債務者　堀井　忠重
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月１日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４１号
新潟県見附市柳橋町243番地16
債務者　唐仁原富士子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築井　一琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２２９号
秋田県湯沢市北荒町６番１号
債務者　鶴岡　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３５２号
北海道亀田郡七飯町本町６丁目４番18号
債務者　畠山　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
北海道北斗市七重浜２丁目６番22号
債務者　加藤　　薫（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
函館市中道２丁目53番20号
債務者　佐藤　博之
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９６号
北海道二海郡八雲町東雲町12番地44　岡島ハウス１号棟２－４
債務者　後藤　健太
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４０７号
函館市山の手１丁目18番26号
債務者　澤口　房子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２３号
北海道松前郡松前町字清部234番地
債務者　佐々木孝広
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
岩手県一関市千厩町清田字要害２番地　ヤマトク金田住宅７号
債務者　佐藤　康子（旧姓藤代）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３０６号
名古屋市港区稲永５丁目２番27号
債務者　梅野　勝幸
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４８号
愛知県東海市加木屋町大清水314番地　パラシオ東海105号
債務者　菊池絵里奈（旧姓猪田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２号
和歌山県田辺市下万呂606番地の１　青空マンション204
債務者　華山　行泰
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第７０号
和歌山県田辺市中芳養222番地の176
債務者　岡野こずえ（旧姓狭山）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３９号
山形県東置賜郡高畠町大字二井宿1921番地の１
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４０号
山形県米沢市堀川町２番36―10号堀川コーポＡ―113号室
債務者　細川　正人
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４２３号
埼玉県春日部市大沼２丁目27番地１　ウインベルコーラス春日部108号
債務者　菅井　直人
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係